

保存版

P T A 規約 ・ 細則

横浜市立市ヶ尾小学校 P T A

〒225-0024

神奈川県横浜市青葉区市ヶ尾町1632-1

ichigaopta1@gmail.com

【第一章 名 称】

第一条 この会は、横浜市立市ケ尾小学校PTAと称し、事務局を横浜市立市ケ尾小学校内に置く。

【第二章 目 的】

第二条 この会の目的は、保護者と教職員が家庭・学校・地域社会において、ひとりひとりの子どもたちのたくましく心豊かな個性と、健全な心身の成長をはかるために、協力して話し合い実践することである。

【第三章 活 動 方 針】

第三条 この会は、次の事項を活動方針とする。

1. この会は、常に子どもに目を向け、保護者と教職員が共に学びながら活動する。
2. この会は、いかなる政党や宗教にかたよることなく、営利を目的とする活動にも関与しない。
3. この会は、子どもたちの教育福祉のために活動する機関と横のつながりを持ち協力する。
4. この会は、自主的な民主団体で他からの干渉は一切受けない。
5. この会は、教育の問題について発言するが、学校の管理・運営・人事には干渉しない。

【第四章 会 員】

第四条 本校に在籍する児童の保護者と本校に勤務する教職員は、この会の会員資格を有する。

第五条 この会の会員は、すべて平等の権利と義務をもち、特別の事情のない限り委員・役員として参加できるように務める。

第六条 入退会の手続は細則において定める。

【第五章 総 会】

第七条 総会は全会員で構成され、この会の最高議決機関である。

第八条 定期総会は5月に開催し、対面もしくは紙面にて執り行うものとする。前年度の活動報告・決算報告と承認、今年度の活動計画及び予算の審議と承認、その他。

第九条 臨時総会は、会員の10分の1以上の要求があった時、または実行委員会が必要と認めた場合、開催される。

第十条 総会は委任状を含む全会員の3分の1以上の出席をもって成立し、議事は出席者の過半数で決定する。

第十一条 1. 総会の議題内容は、開催日の7日前までに全会員に提示しなければならない。
2. 議長1名・書記2名・議事録署名人1名を総会当日、出席者の中から選出する。

【第六章 役員】

- 第十二条 この会の目的及び活動方針達成のために、次の役員を置く。
*総代表1名(保護者) *代表6名(保護者)
*書記1名(学校) *会計1名(学校)
- 第十三条 役員の仕事は次のとおりである。
1. 総代表：この会を代表し、会の目的の実現に務める。
 2. 代表：下記の業務を分担して行い、総代表と共に会の目的の実現に努める。
 - ・会長を補佐し、会長不在の時はその代理を務める。
 - ・総会・実行委員会・役員会等の議事録を作成し、庶務を行う。
 - ・総会で決定した予算に基づいて、一切の会計事務を処理する。
- 第十四条 役員の選出は第九章による。
- 第十五条 役員の任期は1ヶ年とする。任意団体であるということを踏まえ、再選継続任期を過ぎても立候補者がいない場合に限り、現職役員に継続意思がある場合は任期を延ばすことができる。(任命された場合の任期は現行通り1ヶ年とする。)
但し、教職員はこの限りではない。
- 第十六条 役員に欠員が生じた場合は、実行委員会が責任をもって補充選出を行い全会員に報告する。なお、任期は、前任者の残存期間とする。

【第七章 実行委員会】

- 第十七条 この会の実行委員会は、総会に次ぐ議決・連絡機関であり、次のメンバーにより構成される。
*役員 *各常任委員会の代表3名
*学校長 *その他 会議に必要と認めた者
- 第十八条 実行委員会は、原則として月1回の定例会を開く。
但し、必要に応じて臨時に会を開くことができる。
- 第十九条 実行委員会は、緊急を要する事項については総会に代わって議決することができるが、次期総会において報告しなければならない。
- 第二十条 実行委員会の仕事は次のとおりである。
1. 各常任委員会の活動計画の連絡調整
 2. 総会への提出議案書の作成・提案・並びに総会からの委任事項の検討・処理
 3. 年度予算案の作成並びに補正
 4. 規約改正の立案
 5. 細則の改廃
- ※必要に応じ、特別委員会の設置。なお、特別委員会の活動期間は、年度内限定とする。次年度に継続して活動を要する場合は、総会の承認を必要とする。

【第八章 常任委員会】

- 第二十一条 常任委員会には次の委員会を置き、目的によって活動する。
1. 校外委員会・・・地域社会との連絡をとり、児童の校外生活の安全を守る。
- 第二十二条 校外委員会は、全会員より選出とする。最少人数15名程度とする。(最大人数25名程度)
- 第二十三条 教職員は、いずれかの委員会に所属して活動する。
- 第二十四条 学校長は、学校運営上各部門委員会に出席して意見を述べることができる。
- 第二十五条 校外委員会は、互選により正副委員長6名を選ぶ。

【第九章 選出委員会】

第二十六条 この会の役員及び会計監査選出のため、選出委員会を置く。

1. 選出委員は次の方法により選ばれる。
 - ・PTA全会員に立候補を募る。会員より6名から10名の委員を選出する。
 - ・委員の立候補が6名に満たない場合、会員対象くじ引きとする。
 - ・委員の立候補が10名を超える場合、立候補者全員を対象にくじ引きとする。
 - ・教職員から1名を選出する。
2. 選出委員会は、互選により正副委員長及び書記3名を選ぶ。
3. 選出委員は、役員及び会計監査には推薦されない。

第二十七条 役員(補欠3名を含む10名、但し教職員を除く)及び会計監査(2～3名)は、以下の手続きを経て選出される。

人選に当たっての基準は、選出委員会内規による。

1. 全会員の立候補及びくじ引きに因り(免除者を除く)、PTA役員を選出する。
 - ・PTA全会員に立候補を募る。
 - ・役員の立候補が10名(補欠3名含む)、会計監査2～3名に満たない場合は、全会員対象くじ引きとする。
 - ・役員の立候補が10名(補欠3名含む)、会計監査2～3名を超える場合は、全立候補者を対象にくじ引きとする。
2. 人選された役員及び会計監査の氏名を公示する。
 - ・承認については承認書にて行う。
 - ・全会員の3分の1以上の承認をもって成立とみなす。

【第十章 会 計】

第二十八条 この会の活動に要する経費は、会費及びその他の収入によってまかなう。

第二十九条 この会の会費は1世帯当たり月額300円とし、年11回とするが、事情により減免することもできる。

第三十条 減免対象は細則において定める。

第三十一条 この会の途中入退会時の会費は、細則において定める。

第三十二条 この会の会計は、総会において議決された予算によって行われ、決算は会計監査を経て総会で承認を得なければならない。

第三十三条 この会の会計年度は毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

【第十一章 会 計 監 査】

第三十四条 この会の会計を監査するために2～3名の監査を置く。

第三十五条 会計監査の選出は、第九章による。

第三十六条 会計監査は、会計の監査結果を総会で報告するものとする。

第三十七条 会計監査の任期は、1ヶ年とする。

【第十二章 改 正】

第三十八条 この会の規約は総会において出席者の3分の2以上の賛成があれば、改正することができる。

第三十九条 前条の改正案は、少なくとも総会の7日前までに全会員に提示されなければならない。

【第十三章 細 則】

第四十条 この会の運営に関する必要な細則は、本規約に反しない限りにおいて、実行委員会の議決を経て定めることができる。

第四十一条 実行委員会において細則を制定または改廃した場合には、その結果を次期総会において報告しなければならない。

【第十四章 付 則】

第四十二条 この規約は、昭和58年2月22日より施行する。

※昭和60年 1月16日付 規約一部改正
平成 3年 3月12日付 規約一部補足
平成 4年 5月19日付 規約一部改正
平成 7年 3月 4日付 規約一部改正
平成 9年 5月29日付 規約一部改正
平成10年 3月12日付 規約一部改正
平成16年 5月20日付 規約一部改正
平成18年 5月19日付 規約一部改正
平成21年 5月18日付 規約一部改正
平成22年 5月17日付 規約一部改正
平成30年 3月 6日付 規約一部改正
令和元年 5月10日付 規約一部改正
令和 2年 1月10日付 規約一部改正
令和 2年10月 5日付 規約一部改正
令和 3年12月20日付 規約一部改正
令和 4年 9月12日付 規約一部改正
令和 5年10月13日付 規約一部改正

横浜市立市ケ尾小学校PTA細則

【第一章 総 則】

第一条 この細則は、横浜市立市ケ尾小学校PTA規約（以下「規約」という。）の実施に必要な事項を定める。

【第二章 入 退 会】

第二条 この会の入退会の手続は以下のとおりとする。

- 1 入学もしくは転入学または異動に当たって、会員資格を有する者のうち、この会への入会を希望するものは「PTA入会申込書」の提出をもって入会とする。
- 2 未入会または退会し、会員資格を有する者が入会を希望する場合は、「PTA入会申込書」の提出をするものとし、提出日をもってこの会に入会できる。
- 3 会員が別に定める「PTA退会届」を提出した場合は、提出日をもってこの会を退会するものとする。

【第三章 会 費】

第三条 月の途中の入会または退会に伴う会費の日割り計算は行わないものとし、次のとおり徴収する。

- 1 月の中途の入会の場合
入会当月分からの徴収とする。
- 2 月の中途の退会の場合
退会当月分までの徴収とする。

第四条 減免対象は次のとおりとする。

- 1 原則、生活保護児童、または就学援助を受けている児童に限る。
 - 2 その他、特別な場合は、校長にその旨を申請する。
- *上記に該当し、減免を希望する場合は、減免申請の翌月から適用される。

【第四章 附 則】

※令和5年 6月14日付 細則一部改正

※令和5年 7月 5日付 細則一部改正